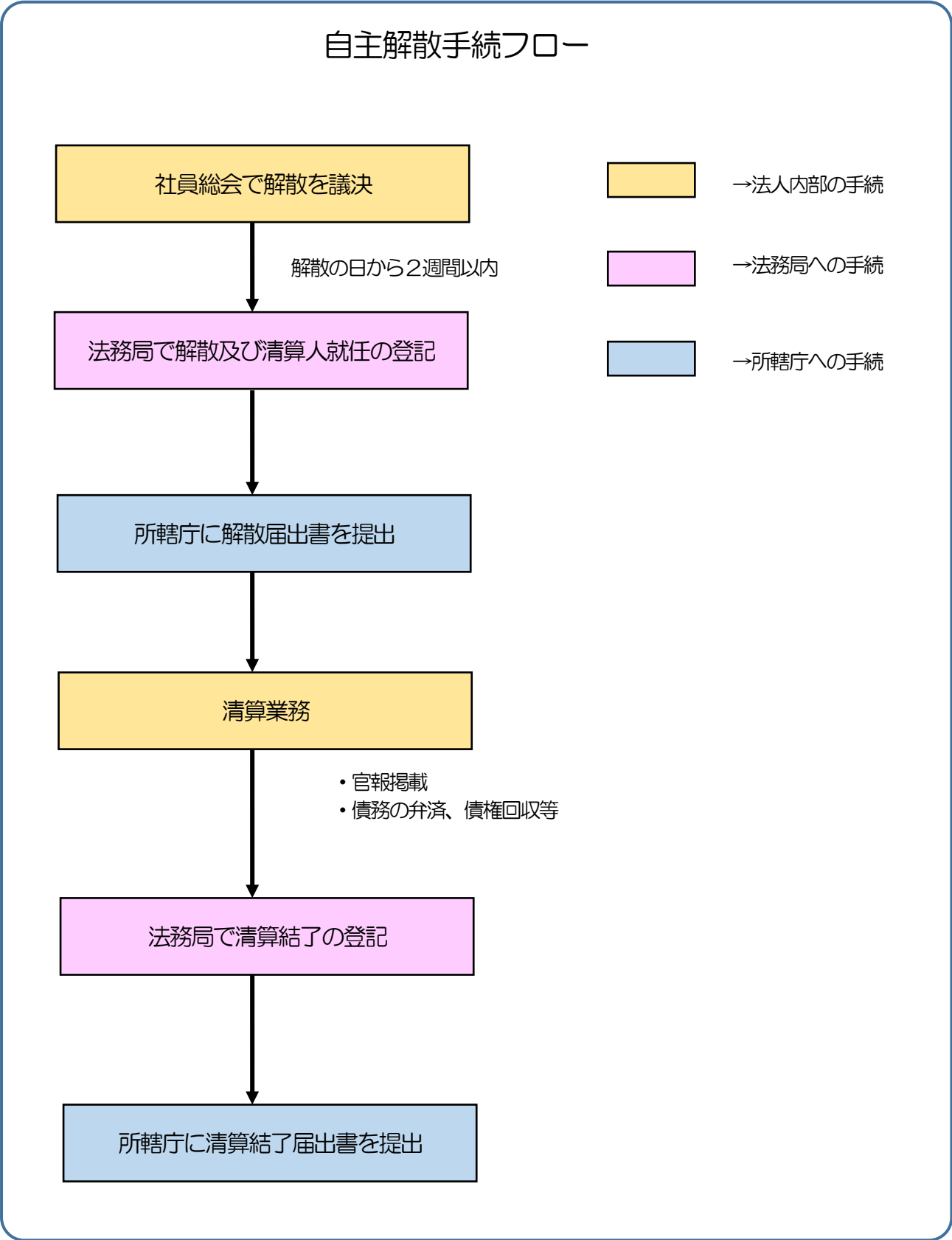


自主解散マニュアル

令和8年4月
福岡県

NPO法第31条第1項に7つの解散事由が定められていますが、このマニュアルは、特定非営利活動法人（NPO法人）が自主解散（社員総会の決議により解散）する場合の手続について説明しています。



STEP1 事前準備



①議決要件の確認

総会の招集方法や、開催の方法は通常の総会と同じですが、解散の議決の要件について、通常議案とは異なる定め方をしている場合があります。法人の定款を確認しましょう。

【定款例】

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2)～(6) 略

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

※普通議案は、出席した正会員の過半数の議決を要件としている法人が多いと思います。上記定款例では、解散の議決は正会員総数の4分の3以上が賛成する必要があります。定款に定めていない場合は、総社員の4分の3以上の賛成が必要です。

②残余財産の帰属先の確認

NPO法人は、解散後、残余財産を分配することはできません。残余財産とは、積極財産(資産)から消極財産(負債)を差し引いて残った財産のことです。

なお、債務の方が多い場合は、「破産」となり、裁判所に「破産手続開始の申し立て」を行う必要がありますので、専門家にご相談ください。

残余財産を譲渡することができるのは、NPO法人、国又は地方公共団体、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人に限定されています。

多くの法人は、解散した場合の残余財産の帰属先を定款に定めています。法人の定款を確認してください。

【例1 帰属先を具体的に定めている例】

【定款例】

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人〇〇〇〇に譲渡するものとする。

【例2 解散時の総会で帰属先を定めることにしている例】

【定款例】

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

【例3 定款に定めがない例】

定款に解散時の残余財産の帰属先を定めていない場合があります。

※残余財産の譲渡を行う前に、所轄庁に「残余財産譲渡認証申請」を行い認証を受ける必要があります。

STEP2 社員総会の招集

招集の方法は、通常の総会と同じです。定款に定めた方法により招集します。

何らかの事情で活動ができなくなり、社員（正会員）が10人に満たなくなっていることも考えられますが、社員が最低2人いれば、総会は成立します。

STEP3 社員総会の開催

①解散することを議決します。

STEP1①で確認した議決要件を満たせば、解散が決議されたこととなります。

②清算人を選任します。

清算人は、解散後、現務の結了・債権の取立て及び債務の弁済・残余財産の引渡しを行います。代表者が清算人に就任するのが一般的ですが、総会で議決することにより他の理事や、理事以外の者を清算人として選任することも可能です。清算人は氏名及び住所を登記をする必要があります。

③残余財産の帰属先を決定（確認）します。

STEP1②【例1】に該当する場合

総会で、清算の結果残余財産が生じた場合は、定款の定めに従って〇〇〇〇に譲渡することを確認しておきましょう。

STEP1②【例2】に該当する場合

総会において、残余財産が生じた場合、どこに譲渡するのかを決定します。

このとき、譲渡先は、NPO法人、国又は地方公共団体、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人の中から、具体的な帰属先を選定する必要があります。

STEP1③【例3】に該当する場合

総会において、残余財産が生じた場合、どこに譲渡するのかを決定します。

このとき、譲渡先は、国又は地方公共団体から、具体的な帰属先を選定する必要があります。

清算が終了し、残余財産が生じることが確定した段階で、残余財産を譲渡することについて所轄庁の認証を受ける必要があります。所轄庁に相談してください。

総会の議決によってNPO法人は解散します。

解散したNPO法人は、清算業務が終了し清算結了の登記がなされるまで存続しますが、行うことができるのは清算活動のみです。

STEP4 議事録の作成

議事録に記載する必要がある事項は、定款に定めていますので定款に従って作成します。

(解散総会の議事録の例)

特定非営利活動法人〇〇〇〇社員総会議事録

1. 開催日時 〇〇〇年〇月〇日午前〇時
2. 開催場所 当法人事務所 (〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号)
3. 総社員数 〇名
4. 出席した社員数 〇名 (うち書面表決者 〇名、表決委任者 〇名)
5. 審議事項
 - 第1号議案 当法人の解散について
 - 第2号議案 清算人選任について
 - 第3号議案 残余財産の処分について
6. 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 定刻に至り司会者****は開会を宣言し、本日の社員総会は定款所定数を満たしたので有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致をもって〇〇〇〇氏が議長に選任された。続いて議長から挨拶の後議案の審議に入った。
 - (2) 第1号議案 当法人解散について
議長は、諸般の事情により当法人を解散したい旨を議場に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。
 - (3) 第2号議案 清算人選任について
議長は、清算人を選任する必要がある旨を述べ、議場に諮ったところ、全員一致をもって、下記の者が選任された。
なお、被選任者は席上、その就任を承諾した。
清算人 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 →住所
〇〇〇〇 →氏名
 - (4) 第3号議案 残余財産の処分について
議長は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の残余財産に関し、残余財産が生じた場合には、特定非営利活動法人□□□□に譲渡することについて諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決された。
 - (5) 議事録署名人の選任について
議長より、議事録署名人に△△△△氏、××××氏を選任したい旨の提案があり、これを議場に諮ったところ、満場一致で可決された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇年〇月〇日

議	長	〇〇〇〇	印
議事録署名人		△△△△	印
同		××××	印

STEP5 解散及び清算人の登記（法務局）

解散を総会で議決した後、解散の日から2週間以内に、主たる事務所所在地を管轄する法務局で、解散と清算人の就任の登記をしなければなりません。

通常、総会の日をもって解散とすることが多いと思いますが、例えば、「3月31日」をもって解散すると議決した場合、解散の日は3月31日となります。（ただし、総会の日と解散の日があまり長く空いていると解散登記ができないことがありますので、法務局にご確認ください。）

解散を総会で議決しても、解散登記をしなければ第三者に対抗することはできません。速やかに登記をしてください。

登記の申請に必要な書類は、法務局でご確認ください。

登記申請書に、社員総会の議事録・定款・（清算人の就任承諾書）などを添付する必要があります。

法務局のHP に必要書類が記載されていますので確認してください。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html#4-11

	問合せ先電話番号	管轄区域
福岡法務局 （本局）	092-721-9306	福岡市、大牟田市、久留米市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、糟屋郡宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町・久山町・粕屋町、嘉穂郡陞井川町、朝倉郡筑前町・東峰村、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、八女郡広川町
福岡法務局 北九州支局	093-561-3542（代表） 093-561-3988（相談予約）	北九州市、直方市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、遠賀郡芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町、鞍手郡鞍手町・小竹町、田川郡川崎町・香春町・福智町・糸田町・添田町・赤村・大任町、京都府阿田町・みやこ町、築上郡築上町・吉富町・上毛町

STEP6 登記事項証明書の取得（法務局）

解散及び清算人の登記の申請を法務局に行ってから、1週間から10日程度で、解散した旨と清算人が登記された登記事項証明書を取得できます。

次の手順に必要ですので、登記事項証明書を取得してください。

解散総会の日に総会の決議により解散したこと、清算人の氏名・住所・就任の日付が登記されています。

STEP7 解散届出書の提出（所轄庁）

所轄庁に解散届出書と登記事項証明書（解散及び清算人の登記をしたもの）の原本を提出します。

福岡県が所轄庁の場合の解散届出書の記載方法は、下記を参考にしてください。

(解散届出書 記載例)

様式第10号（第14条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

福岡県知事 殿

フリガナ トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマルマル
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇
清算人 住所 △△市□□町*****
氏名 〇〇 〇〇〇
電話番号

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第1号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

- 1 解散の理由
構成員の高齢化に伴い活動を継続していくことが難しく、法人を存続させることが困難であると判断した。
- 2 残余財産の処分方法
定款の規定に従い、解散総会で選定した特定非営利活動法人◇◇◇◇◇◇に譲渡する。

(残余財産が発生しない場合)
残余財産は生じない見込みであるが、発生した場合は定款の規定により社会福祉法人〇〇〇〇〇に譲渡する。

【添付書類：登記事項証明書（原本）】

※「解散届出書」の様式は、福岡県のHPからダウンロードすることができます。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sinseiyousiki.html#7>

STEP9 残余財産の引渡し

残余財産が確定したら、定款の定めに従って引渡しを行います。

STEP10 清算終了の登記（法務局）

清算が終了したことを登記します。

法務局に「清算終了登記申請書」に「清算事務報告書」「財産目録・貸借対照表」を添付して申請してください。

法務局への申請書類は法務局のHPをご確認ください。

https://houmukyoku.mo.j.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html#4-12

(清算事務報告書の例)
清算事務報告書
1 財産目録及び貸借対照表 別表のとおり
1 未収金 ○円 取立済
1 差引 ○円 残余財産
上記残余財産を次のとおり処分した。
清算費用 ○円
残余財産は、定款の規定に基づき特定非営利活動法人○○○に引渡す。
以上のとおり清算終了した。
令和○年○月○日
特定非営利活動法人○○○○
清算人 ○○ ○○
以上のとおり承認する。
監事 ○○ ○○

清算終了の登記が終了すると、法人の登記記録が閉鎖されて法人格が消滅します。解散登記をしても、清算終了の登記がされるまでは、基本的に法人の登記記録は閉鎖されないまま残ります。

STEP11 登記事項証明書の取得（法務局）

登記が閉鎖されると、登記事項証明書（閉鎖事項証明書）を取得できます。

閉鎖事項証明書は、閉鎖した登記記録に記録されている事項を証明するものです。次の手続に必要ですので取得してください。

STEP12 清算終了の届出（所轄庁）



所轄庁に、清算終了届出書と閉鎖事項証明書の原本を提出します。

(清算終了届出書の例)

様式第12号（第14条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

福岡県知事 殿

特定非営利活動法人の名称 フ リ ガ ナ トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマルマル 特定非営利活動法人〇〇〇

清算人 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
氏名 □□□□□
電話番号 ***-***-****

清 算 結 了 届 出 書

特定非営利活動法人〇〇〇の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

【添付書類：閉鎖事項証明書（原本）】

※「清算終了届出書」の様式は、福岡県のHPからダウンロードすることができます。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sinseiyousiki.html#7>

税務申告等について

法人税法上の収益事業を行っていた場合は、税務署に異動届を提出する必要があります。
解散から清算終了までの間、税務申告をする必要があります。
収益事業を行っていない法人も、県税事務所や市町村に異動届を提出する必要があります。
税務署・県税事務所・市町村（税担当課）にお問い合わせください。